

■ 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧 目次	新 目次	改正理由 字句の修正
<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>第2章 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>  第1節 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>  第2節 個別計画を策定する際の留意点</p> <p>第3章 緊急時モニタリング</p> <p>  第1節 緊急時モニタリングの概要</p> <p>    第1項 平常時におけるモニタリング</p> <p>    第2項 緊急時におけるモニタリング</p> <p>    第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有</p> <p>  第2節 モニタリングの実施方法</p> <p>    第1項 モニタリングポスト等による常時測定</p> <p>    第2項 サーベイメータによる県内全域の測定</p> <p>  第3節 関係機関の協力</p> <p>第4章 <u>避難体制の整備</u></p> <p>  第1節 <u>避難指示</u></p> <p>    第1項 非常時の情報の伝達</p> <p>    <u>(新設)</u></p> <p>    第2項 国の指示による避難指示</p> <p>  第2節 避難指示・事故状況などの連絡</p> <p>    第1項 糸島市における連絡体制の整備</p> <p>    第2項 県における連絡体制の整備</p> <p>    第3項 情報提供する内容</p> <p>  第3節 避難方法</p> <p>    第1項 自動車による避難等</p> <p>    第2項 鉄道による避難等</p> <p>    第3項 船舶等による避難等</p> <p>    第4項 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>  第4節 避難経路</p> <p>    第1項 陸路による避難等</p> <p>    第2項 代替避難経路の確保</p> <p>    第3項 離島からの避難等</p> <p>    第4項 交通誘導・交通規制</p> <p>  第5節 避難先との調整</p> <p>第5章 安定ヨウ素剤の配布及び服用</p> <p>  第1節 避難者に対する説明</p> <p>  第2節 服用指示</p> <p>第6章 避難退域時検査(※)体制の構築</p> <p>  第1節 避難退域時検査の実施</p> <p>  第2節 避難退域時検査会場の設置</p> <p>  第3節 避難退域時検査体制の整備</p> <p>    第1項 人員体制の整備</p>	<p>第1章 計画策定の趣旨</p> <p>第2章 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>  第1節 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>  第2節 個別計画を策定する際の留意点</p> <p>第3章 緊急時モニタリング</p> <p>  第1節 緊急時モニタリングの概要</p> <p>    第1項 平常時におけるモニタリング</p> <p>    第2項 緊急時におけるモニタリング</p> <p>    第3項 緊急時モニタリング結果の報告・共有</p> <p>  第2節 モニタリングの実施方法</p> <p>    第1項 モニタリングポスト等による常時測定</p> <p>    第2項 サーベイメータによる県内全域の測定</p> <p>  第3節 関係機関の協力</p> <p>第4章 <u>予防的防護措置の実施</u></p> <p>  第1節 <u>屋内退避及び避難指示</u></p> <p>    第1項 非常時の情報の伝達</p> <p>    <u>第2項 屋内退避の実施</u></p> <p>    第3項 国の指示による避難指示</p> <p>  第2節 避難指示・事故状況などの連絡</p> <p>    第1項 糸島市における連絡体制の整備</p> <p>    第2項 県における連絡体制の整備</p> <p>    第3項 情報提供する内容</p> <p>  第3節 避難方法</p> <p>    第1項 自動車による避難等</p> <p>    第2項 鉄道による避難等</p> <p>    第3項 船舶等による避難等</p> <p>    第4項 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>  第4節 避難経路</p> <p>    第1項 陸路による避難等</p> <p>    第2項 代替避難経路の確保</p> <p>    第3項 離島からの避難等</p> <p>    第4項 交通誘導・交通規制</p> <p>  第5節 避難先との調整</p> <p>第5章 安定ヨウ素剤の配布及び服用</p> <p>  第1節 避難者に対する説明</p> <p>  第2節 服用指示</p> <p>第6章 避難退域時検査(※)体制の構築</p> <p>  第1節 避難退域時検査の実施</p> <p>  第2節 避難退域時検査会場の設置</p> <p>  第3節 避難退域時検査体制の整備</p> <p>    第1項 人員体制の整備</p>	

■ 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2項 資機材の整備</p> <p>第7章 避難時に特に配慮すべき事項</p> <p>第1節 要配慮者への支援</p> <p>第1項 避難先</p> <p>第2項 入院の要配慮者の避難先の確保</p> <p>第3項 施設入所の要配慮者の避難先の確保</p> <p>第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保</p> <p>第5項 避難誘導・移送の際の留意点</p> <p>第2節 受入市町の協力</p> <p>第3節 愛護動物の同行避難等の方針</p> <p>第4節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保</p> <p>第5節 感染症の流行下での防護措置</p> <p>第8章 対象地域を越える地域における避難等</p> <p>第1節 県内市町村への避難等</p> <p>第2節 県外への避難等</p> <p>第9章 複合災害時の避難等</p> <p>第1節 避難指示の考え方</p>	<p>第2項 資機材の整備</p> <p>第7章 避難時に特に配慮すべき事項</p> <p>第1節 要配慮者への支援</p> <p>第1項 避難先</p> <p>第2項 入院の要配慮者の避難先の確保</p> <p>第3項 施設入所の要配慮者の避難先の確保</p> <p>第4項 在宅の要配慮者の避難先の確保</p> <p>第5項 避難誘導・移送の際の留意点</p> <p>第2節 受入市町の協力</p> <p>第3節 愛護動物の同行避難等の方針</p> <p>第4節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保</p> <p>第5節 感染症の流行下での防護措置</p> <p>第8章 対象地域を越える地域における避難等</p> <p>第1節 県内市町村への避難等</p> <p>第2節 県外への避難等</p> <p>第9章 複合災害時の避難等</p> <p>第1節 避難指示の考え方</p>	

# ■福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 個別計画を策定する際の留意点</p> <p>糸島市は、県の支援を得て、広域的な避難等が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難する等、糸島市等が取るべき措置を定めるため、個別計画を作成するものとする。</p> <p>避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難等できるよう配慮するとともに、対象地域の地区ごとの避難経路・避難先を明示するものとする。</p> <p>【第1表 受入市町における指定避難所の収容可能人数一覧(令和4年3月1日時点)】</p> <table border="1" data-bbox="264 593 952 949"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>人数</th> <th>市町村名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市</td> <td>11,397</td> <td>那珂川市</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>筑紫野市</td> <td>573</td> <td>宇美町</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>春日市</td> <td>1,000</td> <td>篠栗町</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>大野城市</td> <td>548</td> <td>志免町</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>495</td> <td>須恵町</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>太宰府市</td> <td>1,158</td> <td>新宮町</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>古賀市</td> <td>345</td> <td>久山町</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>福津市</td> <td>2,940</td> <td>粕屋町</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>21,223</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 <b>避難体制の整備</b></p> <p>第1節 <b>避難指示</b></p> <p>第1項 (略)</p>	市町村名	人数	市町村名	人数	福岡市	11,397	那珂川市	555	筑紫野市	573	宇美町	372	春日市	1,000	篠栗町	235	大野城市	548	志免町	299	宗像市	495	須恵町	279	太宰府市	1,158	新宮町	257	古賀市	345	久山町	120	福津市	2,940	粕屋町	650	合計			21,223	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 個別計画を事前に策定すべき地域</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 個別計画を策定する際の留意点</p> <p>糸島市は、県の支援を得て、広域的な避難等が必要な場合に備え、対象地域外にあらかじめ指定した避難所に避難する等、糸島市等が取るべき措置を定めるため、個別計画を作成するものとする。</p> <p>避難先については、地域コミュニティの維持に留意し、同一地区の住民がまとまって避難等できるよう配慮するとともに、対象地域の地区ごとの避難経路・避難先を明示するものとする。</p> <p>【第1表 受入市町における指定避難所の収容可能人数一覧(令和7年3月1日時点)】</p> <table border="1" data-bbox="1003 593 1691 949"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>人数</th> <th>市町村名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡市</td> <td>11,393</td> <td>那珂川市</td> <td>337</td> </tr> <tr> <td>筑紫野市</td> <td>612</td> <td>宇美町</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td>春日市</td> <td>1,000</td> <td>篠栗町</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>大野城市</td> <td>550</td> <td>志免町</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>宗像市</td> <td>495</td> <td>須恵町</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>太宰府市</td> <td>1,158</td> <td>新宮町</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>古賀市</td> <td>345</td> <td>久山町</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>福津市</td> <td>2,940</td> <td>粕屋町</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>21,042</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 (略)</p> <p>第4章 <b>予防的防護措置の実施</b></p> <p>第1節 <b>屋内退避及び避難指示</b></p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 <b>屋内退避の実施</b></p> <p><u>県は、全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避を実施するよう糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p> <p><u>原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。</u></p> <p><u>UPZにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより、主にプル</u></p>	市町村名	人数	市町村名	人数	福岡市	11,393	那珂川市	337	筑紫野市	612	宇美町	372	春日市	1,000	篠栗町	235	大野城市	550	志免町	299	宗像市	495	須恵町	279	太宰府市	1,158	新宮町	257	古賀市	345	久山町	120	福津市	2,940	粕屋町	650	合計			21,042	<p>時点更新</p> <p>字句の修正 原子力災害対策指針 (R7.10修正)に基づく修正</p>
市町村名	人数	市町村名	人数																																																																															
福岡市	11,397	那珂川市	555																																																																															
筑紫野市	573	宇美町	372																																																																															
春日市	1,000	篠栗町	235																																																																															
大野城市	548	志免町	299																																																																															
宗像市	495	須恵町	279																																																																															
太宰府市	1,158	新宮町	257																																																																															
古賀市	345	久山町	120																																																																															
福津市	2,940	粕屋町	650																																																																															
合計			21,223																																																																															
市町村名	人数	市町村名	人数																																																																															
福岡市	11,393	那珂川市	337																																																																															
筑紫野市	612	宇美町	372																																																																															
春日市	1,000	篠栗町	235																																																																															
大野城市	550	志免町	299																																																																															
宗像市	495	須恵町	279																																																																															
太宰府市	1,158	新宮町	257																																																																															
古賀市	345	久山町	120																																																																															
福津市	2,940	粕屋町	650																																																																															
合計			21,042																																																																															

■ 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧	新	改正理由																										
<p>第2項 国の指示による避難指示</p> <p>県は、緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針における「<u>運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。））</u>」の値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合等には、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、対象地域の住民などに速やかに避難等必要な防護措置を実施するよう、情報提供を図る。</p> <p>【第5表 OILと防護措置】</p> <table border="1" data-bbox="255 820 972 1445"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値*1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)</td> <td>数時間内を目途に<u>区域</u>を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td> <td>β線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm*4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β線：13,000cpm*4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>一ムからの被ばくの低減を図る防護措置である。また、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p> <p>なお、緊急時モニタリングの結果に応じて、「<u>運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。））</u>」のうち、<u>OIL1又はOIL2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。</u></p> <p>第3項 国の指示による避難指示</p> <p>県は、緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針におけるOILの値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合等には、県警察、気象台、自衛隊、海上保安部、市町村及び消防機関など防災関係機関に直ちに通知するとともに、プレスリリースやホームページなどあらゆる手段を活用して、対象地域の住民などに速やかに避難等必要な防護措置を実施するよう、情報提供を図る。</p> <p>【第5表 OILと防護措置】</p> <table border="1" data-bbox="994 820 1711 1445"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値*1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)</td> <td>数時間内を目途に<u>地域</u>を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td> <td>β線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm*4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β線：13,000cpm*4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>字句の修正</p> <p>原子力災害対策指針 (R7.10修正)に基づく修正</p>
基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																									
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																									
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																									
		β線：13,000cpm*4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																										
基準の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																									
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率*2)	数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																									
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm*3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																									
		β線：13,000cpm*4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																										

# 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

		旧				新				改正理由							
早期防護措置	01L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1日内を目的に <b>区域</b> を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。		早期防護措置	01L2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準		20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1日内を目的に <b>地域</b> を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。			
	飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	01L6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき <b>区域</b> を特定。		飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	01L6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき <b>地域</b> を特定。		
		01L6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。			01L6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。		
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>											
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg											
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg											
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg											

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる01Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には01Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。01L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が01L1の基準を超えた場合、01L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が01L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が01L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる01Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には01Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。01L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が01L1の基準を超えた場合、01L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が01L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が01L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。

# 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧	新	改正理由												
<p>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEA の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。</p> <p>※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象</p> <p>※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき <u>区域</u> を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。 (出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 避難経路</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 離島からの避難等</p> <p> 姫島（住民約160名）からの避難等については、糸島市営渡船及び漁船により本土側の港に上陸した後、バスなどで避難等するものとする。</p> <p> 糸島市は、船舶が不足する場合、県に保有船舶の提供を要請するほか、県を通じて第七管区海上保安本部に支援を要請するものとする。</p> <p> なお、県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難等を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶による避難等が困難な場合には、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等の感染拡大・予防対策を講じ、気密性を確保するなどの放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」等に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 避難時に特に配慮すべき事項</p> <p>第1節 要配慮者への支援</p> <p>第1項 避難先</p> <p> 対象地域の要配慮者については、次により避難等を行う。</p> <p>【第10表 糸島市対象地域内の要配慮者の避難先】</p> <p style="text-align: right;">令和4年度時点</p> <table border="1" data-bbox="257 1326 969 1458"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>避 難 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①入院者 (115人)</td> <td>福岡市内の病院 (121人)</td> </tr> <tr> <td>②社会福祉施設などの入所者 (387人)</td> <td>福岡地域の施設 (473人)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	避 難 先	①入院者 (115人)	福岡市内の病院 (121人)	②社会福祉施設などの入所者 (387人)	福岡地域の施設 (473人)	<p>※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEA の G S G - 2 における O I L 6 を参考として数値を設定する。</p> <p>※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象</p> <p>※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である O I L 3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき <u>地域</u> を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。 (出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 避難経路</p> <p>第1項～第2項 (略)</p> <p>第3項 離島からの避難等</p> <p> 姫島（住民約160名）からの避難等については、糸島市営渡船及び漁船により本土側の港に上陸した後、バスなどで避難等するものとする。</p> <p> 糸島市は、船舶が不足する場合、県に保有船舶の提供を要請するほか、県を通じて第七管区海上保安本部に支援を要請するものとする。</p> <p> なお、県及び糸島市は、姫島からの避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難等を開始するよう努めるとともに、悪天候などにより船舶による避難等が困難な場合には、<u>感染症</u>の感染拡大・予防対策を講じ、気密性を確保するなどの放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」等に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 避難時に特に配慮すべき事項</p> <p>第1節 要配慮者への支援</p> <p>第1項 避難先</p> <p> 対象地域の要配慮者については、次により避難等を行う。</p> <p>【第10表 糸島市対象地域内の要配慮者の避難先】</p> <p style="text-align: right;">令和6年度時点</p> <table border="1" data-bbox="996 1326 1709 1458"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>避 難 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①入院者 (73人)</td> <td>福岡市内の病院 (84人)</td> </tr> <tr> <td>②社会福祉施設などの入所者 (419人)</td> <td>福岡地域の施設 (512人)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	避 難 先	①入院者 (73人)	福岡市内の病院 (84人)	②社会福祉施設などの入所者 (419人)	福岡地域の施設 (512人)	<p>字句の修正</p> <p>時点更新</p>
区 分	避 難 先													
①入院者 (115人)	福岡市内の病院 (121人)													
②社会福祉施設などの入所者 (387人)	福岡地域の施設 (473人)													
区 分	避 難 先													
①入院者 (73人)	福岡市内の病院 (84人)													
②社会福祉施設などの入所者 (419人)	福岡地域の施設 (512人)													

# 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧				新				改正理由																																																																																																																																
③在宅の要配慮者 (2,566人)		他市町の避難所など (2,566人) (一定程度の介護を要する者は他市町の社会福祉施設など)		③在宅の要配慮者 (438人)		他市町の避難所など (438人) (一定程度の介護を要する者は他市町の社会福祉施設など)																																																																																																																																		
合計 3,068人		3,160人		合計 930人		1,034人																																																																																																																																		
<p>第2項～第5項 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 感染症の流行下での防護措置</p> <p><b>新型コロナウイルス感染症等</b>の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<b>ウイルスの感染拡大</b>によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」及び福岡県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」等に基づき、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>				<p>第2項～第5項 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 感染症の流行下での防護措置</p> <p><b>感染症</b>の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと<b>感染症の拡大</b>によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。</p> <p>具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、内閣府が作成した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」及び福岡県が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」等に基づき、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>				字句の修正																																																																																																																																
<p>第8章 対象地域を越える地域における避難等</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>【第11表 県内全市町村の指定避難所における収容可能人数】</p> <p>令和5年2月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>市町村名</th> <th>避難所数</th> <th>収容可能人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>北九州市</td><td>501</td><td>158,376</td></tr> <tr><td>2</td><td>福岡市</td><td>435</td><td>126,063</td></tr> <tr><td>3</td><td>大牟田市</td><td>48</td><td>37,792</td></tr> <tr><td>4</td><td>久留米市</td><td>178</td><td>44,940</td></tr> <tr><td>5</td><td>直方市</td><td>51</td><td>16,311</td></tr> <tr><td>6</td><td>飯塚市</td><td>63</td><td>39,506</td></tr> <tr><td>7</td><td>田川市</td><td>24</td><td>6,959</td></tr> <tr><td>8</td><td>柳川市</td><td>56</td><td>9,716</td></tr> <tr><td>9</td><td>八女市</td><td>23</td><td>6,413</td></tr> <tr><td>10</td><td>筑後市</td><td>33</td><td>1,571</td></tr> <tr><td>11</td><td>大川市</td><td>26</td><td>4,857</td></tr> <tr><td>12</td><td>行橋市</td><td>29</td><td>27,086</td></tr> <tr><td>13</td><td>豊前市</td><td>17</td><td>3,475</td></tr> <tr><td>14</td><td>中間市</td><td>12</td><td>7,252</td></tr> <tr><td>15</td><td>小郡市</td><td>29</td><td>9,715</td></tr> </tbody> </table>				番号	市町村名	避難所数	収容可能人数	1	北九州市	501	158,376	2	福岡市	435	126,063	3	大牟田市	48	37,792	4	久留米市	178	44,940	5	直方市	51	16,311	6	飯塚市	63	39,506	7	田川市	24	6,959	8	柳川市	56	9,716	9	八女市	23	6,413	10	筑後市	33	1,571	11	大川市	26	4,857	12	行橋市	29	27,086	13	豊前市	17	3,475	14	中間市	12	7,252	15	小郡市	29	9,715	<p>第8章 対象地域を越える地域における避難等</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>【第11表 県内全市町村の指定避難所における収容可能人数】</p> <p>令和7年2月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>市町村名</th> <th>避難所数</th> <th>収容可能人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>北九州市</td><td>502</td><td>158,043</td></tr> <tr><td>2</td><td>福岡市</td><td>435</td><td>125,963</td></tr> <tr><td>3</td><td>大牟田市</td><td>46</td><td>19,180</td></tr> <tr><td>4</td><td>久留米市</td><td>142</td><td>43,630</td></tr> <tr><td>5</td><td>直方市</td><td>48</td><td>15,486</td></tr> <tr><td>6</td><td>飯塚市</td><td>62</td><td>40,564</td></tr> <tr><td>7</td><td>田川市</td><td>24</td><td>6,959</td></tr> <tr><td>8</td><td>柳川市</td><td>55</td><td>9,573</td></tr> <tr><td>9</td><td>八女市</td><td>24</td><td>5,651</td></tr> <tr><td>10</td><td>筑後市</td><td>32</td><td>3,600</td></tr> <tr><td>11</td><td>大川市</td><td>26</td><td>4,857</td></tr> <tr><td>12</td><td>行橋市</td><td>28</td><td>4,107</td></tr> <tr><td>13</td><td>豊前市</td><td>17</td><td>3,475</td></tr> <tr><td>14</td><td>中間市</td><td>14</td><td>8,624</td></tr> <tr><td>15</td><td>小郡市</td><td>29</td><td>9,715</td></tr> </tbody> </table>				番号	市町村名	避難所数	収容可能人数	1	北九州市	502	158,043	2	福岡市	435	125,963	3	大牟田市	46	19,180	4	久留米市	142	43,630	5	直方市	48	15,486	6	飯塚市	62	40,564	7	田川市	24	6,959	8	柳川市	55	9,573	9	八女市	24	5,651	10	筑後市	32	3,600	11	大川市	26	4,857	12	行橋市	28	4,107	13	豊前市	17	3,475	14	中間市	14	8,624	15	小郡市	29	9,715	時点更新
番号	市町村名	避難所数	収容可能人数																																																																																																																																					
1	北九州市	501	158,376																																																																																																																																					
2	福岡市	435	126,063																																																																																																																																					
3	大牟田市	48	37,792																																																																																																																																					
4	久留米市	178	44,940																																																																																																																																					
5	直方市	51	16,311																																																																																																																																					
6	飯塚市	63	39,506																																																																																																																																					
7	田川市	24	6,959																																																																																																																																					
8	柳川市	56	9,716																																																																																																																																					
9	八女市	23	6,413																																																																																																																																					
10	筑後市	33	1,571																																																																																																																																					
11	大川市	26	4,857																																																																																																																																					
12	行橋市	29	27,086																																																																																																																																					
13	豊前市	17	3,475																																																																																																																																					
14	中間市	12	7,252																																																																																																																																					
15	小郡市	29	9,715																																																																																																																																					
番号	市町村名	避難所数	収容可能人数																																																																																																																																					
1	北九州市	502	158,043																																																																																																																																					
2	福岡市	435	125,963																																																																																																																																					
3	大牟田市	46	19,180																																																																																																																																					
4	久留米市	142	43,630																																																																																																																																					
5	直方市	48	15,486																																																																																																																																					
6	飯塚市	62	40,564																																																																																																																																					
7	田川市	24	6,959																																																																																																																																					
8	柳川市	55	9,573																																																																																																																																					
9	八女市	24	5,651																																																																																																																																					
10	筑後市	32	3,600																																																																																																																																					
11	大川市	26	4,857																																																																																																																																					
12	行橋市	28	4,107																																																																																																																																					
13	豊前市	17	3,475																																																																																																																																					
14	中間市	14	8,624																																																																																																																																					
15	小郡市	29	9,715																																																																																																																																					

# 福岡県原子力災害広域避難基本計画 新旧対照表

旧			新			改正理由										
16	筑紫野市	96	70,121	46	大刀洗町	13	3,650	16	筑紫野市	98	71,284	46	大刀洗町	14	3,800	
17	春日市	67	11,982	47	大木町	8	6,440	17	春日市	67	11,982	47	大木町	8	6,440	
18	大野城市	55	10,976	48	広川町	10	1,854	18	大野城市	55	9,775	48	広川町	9	1,754	
19	宗像市	38	5,640	49	香春町	20	7,428	19	宗像市	38	5,640	49	香春町	20	7,428	
20	太宰府市	22	10,555	50	添田町	63	6,850	20	太宰府市	22	10,555	50	添田町	62	6,837	
21	古賀市	17	1,473	51	糸田町	10	2,125	21	古賀市	11	1,684	51	糸田町	10	2,125	
22	福津市	21	6,620	52	川崎町	14	2,570	22	福津市	27	6,038	52	川崎町	14	2,570	
23	うきは市	36	4,680	53	大任町	6	3,900	23	うきは市	36	4,680	53	大任町	6	3,900	
24	宮若市	19	4,680	54	赤村	9	1,281	24	宮若市	19	4,530	54	赤村	9	1,281	
25	嘉麻市	48	16,931	55	福智町	19	7,514	25	嘉麻市	48	8,734	55	福智町	18	7,207	
26	朝倉市	39	11,800	56	苅田町	12	2,262	26	朝倉市	39	11,800	56	苅田町	12	1,625	
27	みやま市	26	7,110	57	みやこ町	23	3,118	27	みやま市	27	8,920	57	みやこ町	22	2,896	
28	糸島市	47	9,365	58	吉富町	12	2,241	28	糸島市	47	9,465	58	吉富町	12	2,241	
29	那珂川市	15	8,343	59	上毛町	7	2,503	29	那珂川市	15	8,343	59	上毛町	7	2,503	
30	宇美町	62	10,224	60	築上町	23	5,660	30	宇美町	62	10,224	60	築上町	23	5,660	
					合計	2,702	859,959						合計	2,656	805,289	
第9章 (略)				第9章 (略)												